

外国人患者への医療・医療情報提供

背景

軽症の外国人患者の大学病院等へ受診が多いことから、**外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できる環境整備**が必要

1 外国人患者受入れ医療機関の整備 2 医療情報等の効果的な提供 3 地域における受入環境整備 を推進する必要がある

都の取組

1 医療機関の整備

(1) 外国人患者受入れ体制の充実に係る
第三者認証取得補助(H28～)

(継)8,000千円

対象：JMIPを受審する病院
補助額：1,000千円×10/10
予算規模：8病院

(2) 外国人患者受入れ体制整備補助(H29～)

(継)30,000千円

パンフレットや問診票、ホームページの翻訳及び作成に係る費用
や院内資料、案内表示の多言語化等に係る費用への補助

対象：病院及び診療所
補助額：1,000千円×1/2
予算規模：60医療機関

(3) 医療機関向け救急通訳サービス
(英・中・韓・タイ・スペイン・フランス)

(継)26,823千円

都内の登録医療機関を対象に、救急で来院した外国人患者が、
日本語が不自由なために診療に支障を来すような場合に、電話によ
る医療通訳サービスを提供

(英・中) 平日 17時～翌朝9時、土日祝日 9時～翌朝9時
(韓・タイ・スペイン・フランス) 平日 17時～20時、土日祝日 9時～20時

(4) 外国人患者対応支援研修(H28～)

(継)8,000千円

場面ごとにおける外国人対応時の注意事項や、制度等の説明方法、
医療費の支払方法や未収金防止対策等について学ぶ

規模：500名×2回

2 医療情報の提供

(1) 外国人患者向け医療情報サービス ※保健医療情報センター運営費に計上
(英・中・韓・タイ・スペイン)

外国語対応可能な都内医療機関や日本の医療制度等を相談員が案内

(2) 医療機関案内サービス「ひまわり」 ※医療機関情報システム化推進費に計上
Webサイトによる情報提供(英・中・韓)

外国語対応可能な都内医療機関情報を提供

3 地域における受入環境整備

(1) 外国人患者への医療等に関する協議会

(継)6,032千円

医療機関や関係団体、観光・宿泊施設等による会議体を設置し、連携を強化し、
外国人への医療提供に係る取組を促進

※合わせて、H30に新宿区と渋谷区で実施したモデル事業の検証を実施

(2) 地域の実情に応じた外国人患者受入環境整備事業

(新)

※医療保健政策区市町村包括補助事業費に計上

行政、医療機関や関係団体、宿泊施設や観光施設等が連携し、地域の実情に
応じた外国人患者の受入環境を整備する取組を支援(地域会議の開催等)

※医療保健政策区市町村包括補助事業のメニューに追加

【先駆的事业 補助率10/10 上限5,000千円】

(3) 宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル
の作成・配布

(新)1,200千円